

【想定出題趣旨速報】

2025 年度早稲田大学ロー入試 下三法

作成：The Law School Times 編集部

【民事訴訟法】

設問 1

本問は、既判力に関する基本的な理解を問うものである。

設問の指示では訴訟物を特定することと、作用の範囲を意識することが求められているため、これを意識しつつ、既判力の処理手順を守っていれば十分合格水準に到達すると考えられる。

設問文では、「X が前訴で勝訴判決を得て確定した後に Y が後訴で所有権確認の訴えを提起した場合と比較して」との指示があるものの、これは見逃しやすい指示であるため、注意が必要である。

設問 2

本問は、弁論主義の適用について基本的な理解を問うものである。最判昭和 55 年 2 月 7 日の改題であると考えられる。弁論主義の定義及びあてはめの仕方をおさえられていれば、比較的高得点が採りやすい問題であったといえる。

【刑事訴訟法】

本問では、被告人側がAの供述の証明力を争うために証拠（１）（２）の証拠調べを請求している。よって、証拠（１）（２）の弾劾証拠（刑訴法328条）該当性や伝聞法則の適用が問題となっている。

（１）は、Aの公判廷供述と矛盾するBの供述録取書により、A公判廷供述の信用性を減殺するために証拠調べが請求されたものである。そこで、弾劾証拠は自己矛盾供述に限るかが問題となる。

この点が問題となった判例（最判平成18年11月7日）は、弾劾証拠にも厳格な証明を要することから限定説に立ったものと解される。限定説は、弾劾証拠は自己矛盾供述の存在自体によって公判供述の信用性を減殺する非伝聞的用法であり、これに自己矛盾供述以外を含むとすると、無限定に証拠とされ伝聞法則の趣旨を没却するおそれがあること説明する。本問では、（１）の供述者はBであり、限定説の立場からはAの証言でないため弾劾証拠に該当しないことを指摘する必要がある。

（２）は、Aの公判廷供述と矛盾するA自身の供述が録取された捜査報告書であり、公判廷供述の信用性を減殺するために証拠調べが請求されたものである。（１）は警察官Kが作成しており、Aの署名・押印がないことから、録取過程の正確性につき担保がないことを踏まえて、弾劾証拠としての証拠能力を検討することが必要となる。結論としては、録取過程の正確性に担保がないことから、328条を根拠に証拠能力を認めることはできないこととなる。

本年度の問題は、論証こそ覚えていたものの、あてはめの仕方や問題の所在を把握できなかった受験生には解きにくい問題であったと考えられ、典型論点ではあるものの比較的難問であったといえる。

【商法】

本問では、自己株式の取得のうち、①特定人に対する自己株式の取得と、②市場からの自己株式の取得について問われている。

手続きについて

①の場合、会社法 156 条 1 の決定内容として、特定の株主から株式を買い取ることの決定及び当該株主への通知（公開会社の場合公告に替えられる）をすることになるが、株主総会の特別決議による必要があり(309 条 2 項 2 号)、かつ当該特定の株主は、当該決議において議決権を行使することができない(160 条 4 項)。さらに、他の株主は会社に対し、自己の株式の取得議案に自分も売主として加えるように請求することができる(160 条 3 項、会則 29 条)。まずはこれらに言及する必要がある。

但し、非公開会社が株主の相続人その他の一般承継人から自己の株式を取得する場合と、市場価格のある株式を市場価格以下の価格で取得する場合(161 条、会則 30 条)は、これらの規制の適用が除外されている。

尤も、本問で株主 D は相続による株式の承継人であるものの、甲は公開会社であるから、前者に該当しない。また、市場価格より上回る価格で株式を取得する場合に当たるため、後者にも該当しない。よって、原則的な手続きを全て履践する必要がある。

②の場合、会社法 157 条から 160 条までが適用されない(162 条柱書)結果、自己株式の取得を取締役会で決定できるし、158 条による株主への通知または公告も不要である。

これらをメリットの面でまとめると、②の場合は手続き的ハードルが低く、迅速かつ確実性のある自己株式の取得ができるというメリットがあると言える。①については、そもそも D との合意が取れないというリスクも内在している。

決議に関するリスクとしては、①では D が株式総会に参加できないとはいえ、BD 間が親族関係であることに着目すると、A にとの関係で「著しく不当な決議」(831 条 1 項 3 号)として決議が取り消されるリスクも想定できる。

財源規制について

①②共通の事項として、財源規制についても触れる必要がある。

自己株式の取得はいずれも、461 条 1 項 2 号、3 号により、分配可能額を超えてはいけない。採用する考え方にもよるが、これに反する自己株式の取得は無効となる上に、取締役が 423 条の責任及び 462 条の責任を負うというリスクがある。特に①の場合は市場価格より高い価格での取得をすることになっており、注意が必要である。